



2021年5月27日

各位

会社名 プレミアグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 洋一
(コード番号: 7199 東証市場第一部)
問合せ先 常務執行役員 金澤 友洋
(TEL. 03-5114-5708)

取締役の報酬枠改定及び取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度改定のお知らせ

当社は、2021年5月27日の取締役会において、当社を取り巻く事業環境等の諸般の事情を勘案した結果、長期的かつ持続的な成長を図ることを目的として、取締役の報酬枠及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を改定することとし、取締役の報酬枠の改定及び本制度の改定に関する議案を2021年6月29日開催予定の第6期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上記の取締役会決議は、取締役会の任意の諮問機関であり過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会での審議結果を踏まえた上で行っております。

記

1. 取締役に対する報酬枠の改定について

当社の取締役の報酬枠は、2017年6月28日開催の当社第2期定時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただいておりますが、その後の経済情勢の変化や、当社業績の順調な推移、経営体制強化のための取締役の増員及び職務内容の拡大、並びに持続的な成長を実現する優秀な人材の維持・獲得を目指した報酬水準の見直しなど、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬枠を年額350百万円以内へ改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。具体的な支給時期及び配分につきましては、指名報酬委員会での審議のうえ、取締役会において決定いたします。

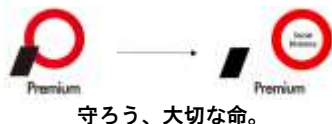
また、取締役の報酬枠には、従来どおり使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役の人数は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

2. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度における報酬枠の改定について

当社は、企業価値の持続的な向上を促し、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、2019年6月26日開催の第4期定時株主総会において、取締役報酬枠とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠を年額30百万円以内、譲渡制限付株式報酬として新たに発行又は処分される当社の普通株式の総数を年15,000株以内として設定することについて、ご承認いただいております。今般、当社は、その後の経済情勢の変化や、当社業績の順調な推移、経営体制強化のための取締役の増員及び職務内容の拡大、並びに持続的な成長を実現する優秀な人材の維持・獲得を目指した報酬水準の見直しなど、諸般の事情を考慮いたしまして、指名報酬委員会等における継続的な審議を経て、客観性と透明性を確保したうえで、長期的かつ持続的な成長を図るため、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠を、取締役報酬枠とは別枠で年額50百万円以内、譲渡制限付株式報酬として新たに発行又は処分される当社の普通株式の総数を年25,000株以内へと改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

SOCIAL DISTANCE



守ろう、大切な命。



また、取締役の報酬枠には、従来どおり使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まないものといたします。
なお、現在の取締役の人数は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。具体的な支給時期及び配分につきましては、指名報酬委員会で審議したのち、取締役会において決定いたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。本制度の内容につきましては、2019年5月15日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2019年5月16日付で公表した「(訂正)「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の一部訂正について」及び2020年5月27日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上